

(仮称) 白石小原陸上風力発電事業

環境影響評価方法書

〔要約書〕

令和5年3月

白石小原陸上風力発電合同会社

本書に掲載した地図は、国土地理院発行の電子地形図25000及び地理院タイルを加工して作成したものである。また、地図の作成にあたっては国土地理院発行の基盤地図情報を使用した。

目 次

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	1
第2章 対象事業の目的及び内容	3
2.1 対象事業の目的	3
2.2 対象事業の内容	4
2.2.1 特定対象事業の名称	4
2.2.2 特定対象事業により設置される発電所の原動力の種類	4
2.2.3 特定対象事業により設置される発電所の出力	4
2.2.4 対象事業実施区域	4
2.2.5 特定対象事業により設置される発電所の設備の配置計画の概要	11
2.2.6 特定対象事業の内容に関する事項であって、その変更により環境影響が 変化することとなるもの	20
第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況	33
第4章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法	37
4.1 環境影響評価の項目の選定	37
4.1.1 環境影響評価の項目	37
4.1.2 選定の理由	38
4.2 調査、予測及び評価の手法の選定	38
4.2.1 調査、予測及び評価の手法	38
4.2.2 計画中の風力発電事業との累積的影響について	38
4.2.3 専門家等からの意見の概要	38
第5章 環境影響評価方法書を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び 主たる事務所の所在地	111

〔空白〕

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

事業者の名称：白石小原陸上風力発電合同会社

代表者の氏名：業務執行社員 IRE株式会社
職務執行者 小出 章

主たる事務所の所在地：東京都港区新橋六丁目17番21号
住友不動産御成門駅前ビル10階

[空白]

第2章 対象事業の目的及び内容

2.1 対象事業の目的

2021年8月に「気候変動に関する政府間パネル」(IPCC)第6次評価報告書第1作業部会報告書(自然科学的根拠)の政策決定者向け要約が公表され、「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない。大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れている。」と指摘されたところであり、地球温暖化防止に向けた対策は待った無しの状況となっている。温暖化に関する最近の国際的な動向としては、パリ協定採択5周年を記念した気候変動対策に関するイベントにおいて、45か国が2030年までの排出削減目標の更なる引き上げ、24か国が2050年までに排出実質ゼロ、20か国が国家適応計画の強化についてコミットする旨が発表されている。日本からは菅前首相がビデオメッセージを通じて出席し、2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロとする、「カーボンニュートラル」の実現に向け取り組む決意が発信されたところである。

国内においては、2020年10月には、2050年までに温室効果ガスの排出を全体でゼロにする「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」という目標が掲げられ、2021年4月には、「2030年度に2013年度比で46%削減する」というトップレベルの野心的な目標が掲げられた。これらの目標の達成のための主要な取り組みとして、再生可能エネルギーの最大限の活用が挙げられており、2021年10月に閣議決定された「第6次エネルギー基本計画」では、2030年度の電源構成における再生可能エネルギーの割合を36~38%程度とする野心的な見通しを示した。重要な国産エネルギー源である風力発電施設もその一つであり、電源構成の5%程度を見込んでいる。

宮城県は、「宮城県再生可能エネルギー等・省エネルギー促進条例」(平成14年宮城県条例第41号)に基づき、2018年10月に「再生可能エネルギー・省エネルギー計画」を策定し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築のため、地域に根ざした再生可能エネルギーの導入と地域での活用促進を進めている。その中で、2030年を目標年次とした目標値が示されており、再生可能エネルギーの電気利用のひとつとして風力発電は約22万kWが設定されている。

福島県は、2021年12月に「福島県再生可能エネルギー推進ビジョン2021~持続可能な社会を目指して~」を策定し、環境への負荷の少ない低炭素・循環型社会への転換及び復興(地域振興)のため、再生可能エネルギーの飛躍的な推進を図っている。その中で、「2040年頃を目途に、県内のエネルギー需要量の100%以上に相当する量のエネルギーを再生可能エネルギーで生み出す」ことを目標として定め、2030年度における中間目標を70%としている。風力発電に関しては、中間目標の達成に向けて現在の4倍となる720MWの導入を目指しており、風力発電事業が地元の理解の下、関係法令の許認可や国の「事業計画策定ガイドライン」等に基づき適正に行われるよう、国や市町村などと連携しながら、事業者に対して助言、指導を行うとともに、地域が主体となった風力発電事業の導入に向けた支援を行うなど、風力発電の導入拡大に向けた取組を進めていくとしている。

本事業は、地球温暖化防止に向けた二酸化炭素削減のための再生可能エネルギーを開発し、供給することによって日本国並びに宮城県及び福島県の再生可能エネルギー導入目標必達へ寄与することを目的とする。また、林業業者に風力発電施設の管理用道路を使用して頂くことで、これまで伐採されていなかった箇所への伐採が可能になることや、農山漁村再生可能エネルギー法の仕組みを活用することにより、風力発電における利益の一部を基金として拠出すること等を通して、白石市及び国見町の中山間地域の環境保全を維持しつつ、林業・農業の活性化へ貢献し、地域との共生を目指すものである。

2.2 対象事業の内容

2.2.1 特定対象事業の名称

(仮称) 白石小原陸上風力発電事業

2.2.2 特定対象事業により設置される発電所の原動力の種類

風力(陸上)

2.2.3 特定対象事業により設置される発電所の出力

風力発電所総出力：最大 79,800kW

風力発電機の単機出力：4,200kW

風力発電機の基数：最大 19 基

2.2.4 対象事業実施区域

1. 対象事業実施区域の位置

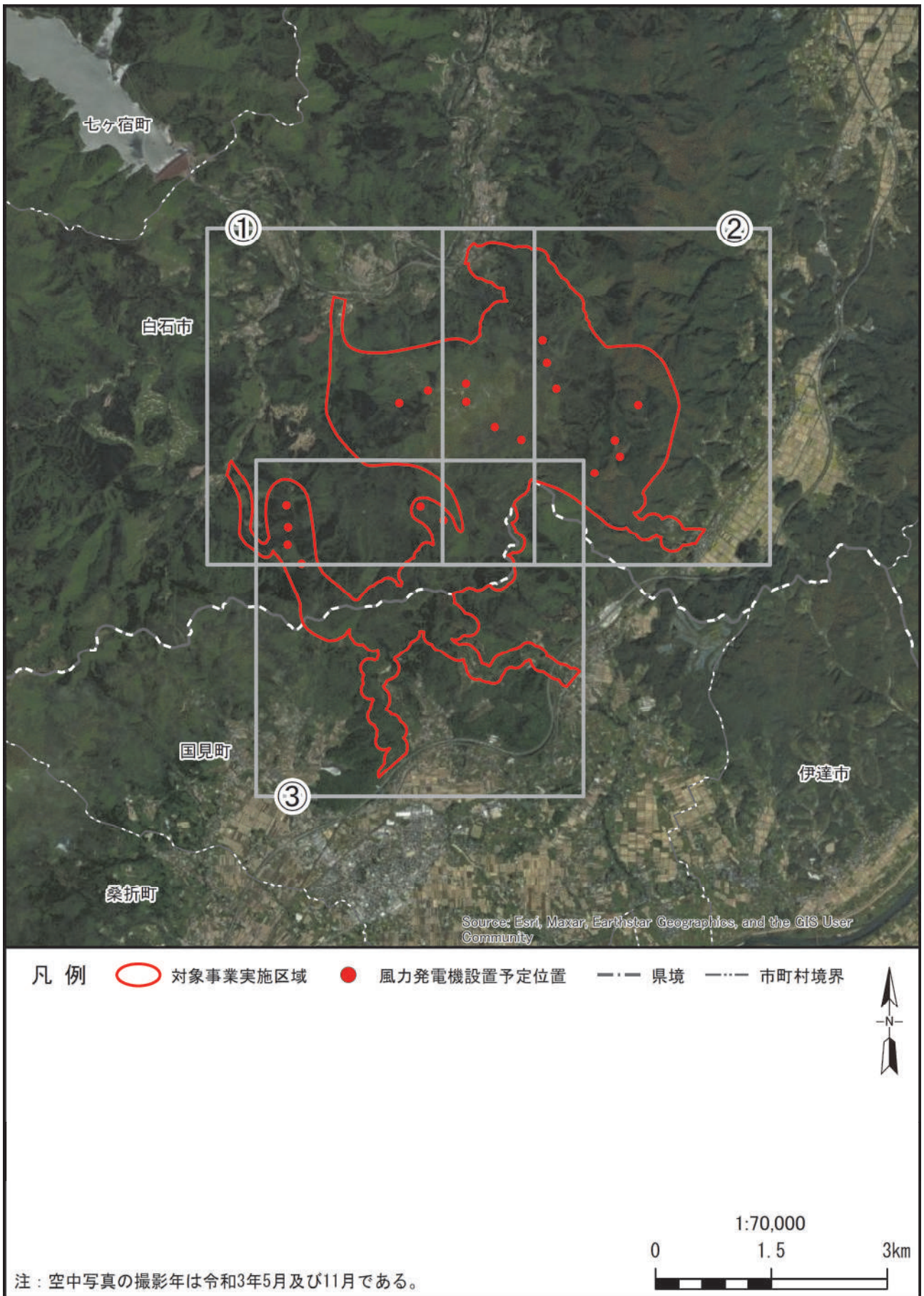
対象事業実施区域の位置及びその周囲の状況は、第 2.2-1 図(1)～(6)のとおりである。対象事業実施区域は、宮城県白石市及び福島県国見町を想定している。なお、対象事業実施区域の検討経緯については、第 7 章にその詳細を記載する。

2. 対象事業実施区域の面積

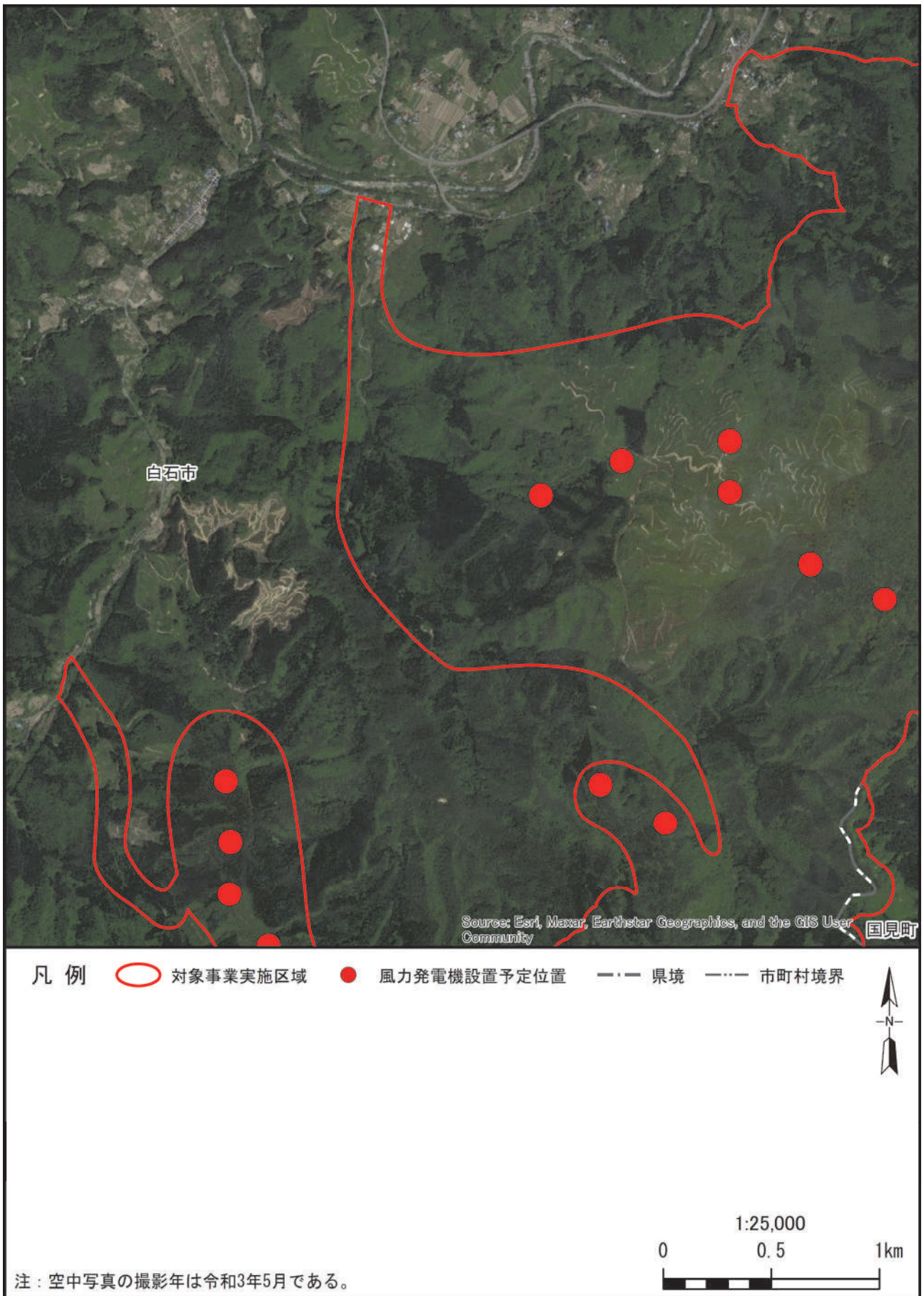
約 1,487ha

3. 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると想定される地域

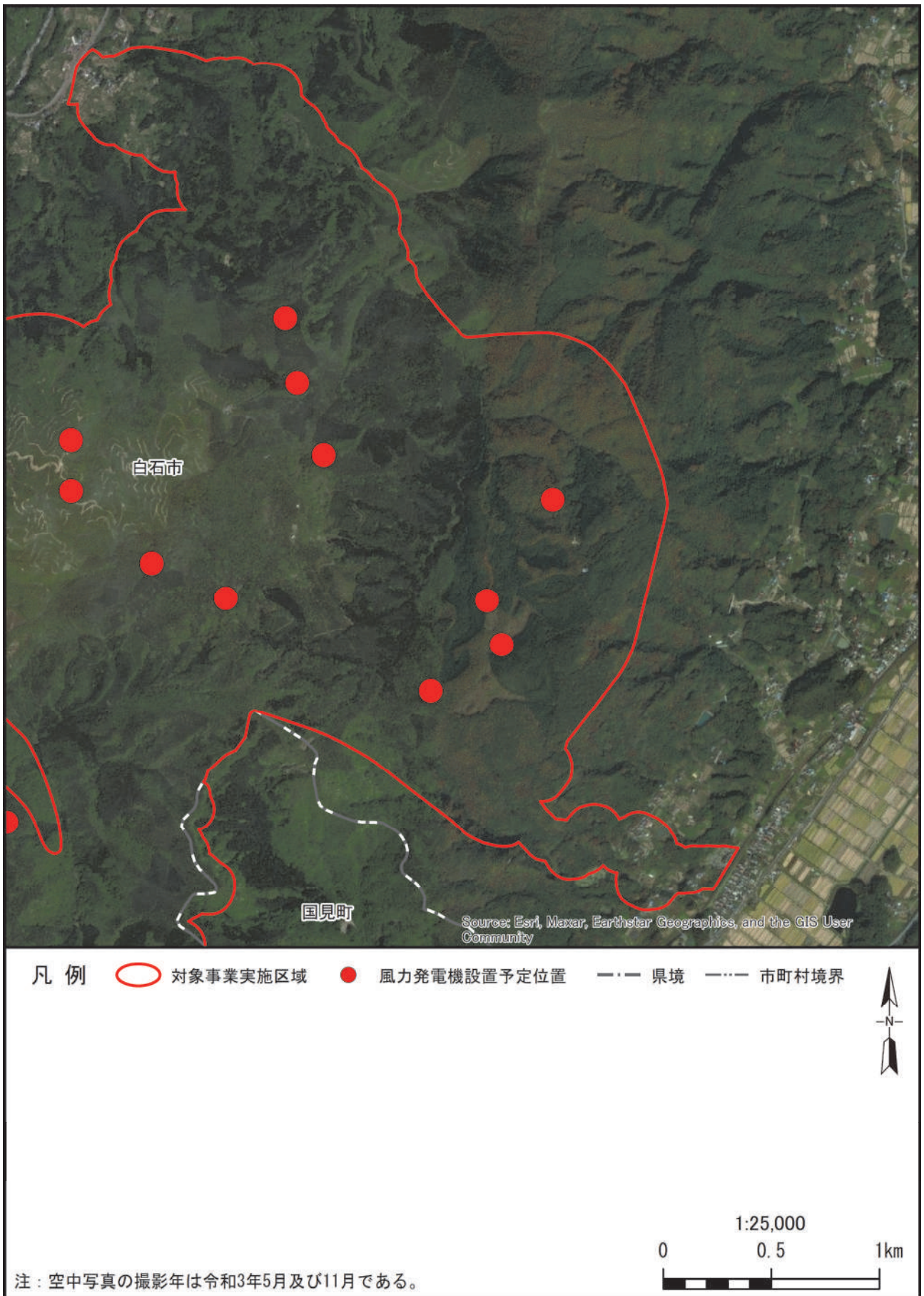
宮城県白石市、福島県福島市、国見町及び桑折町



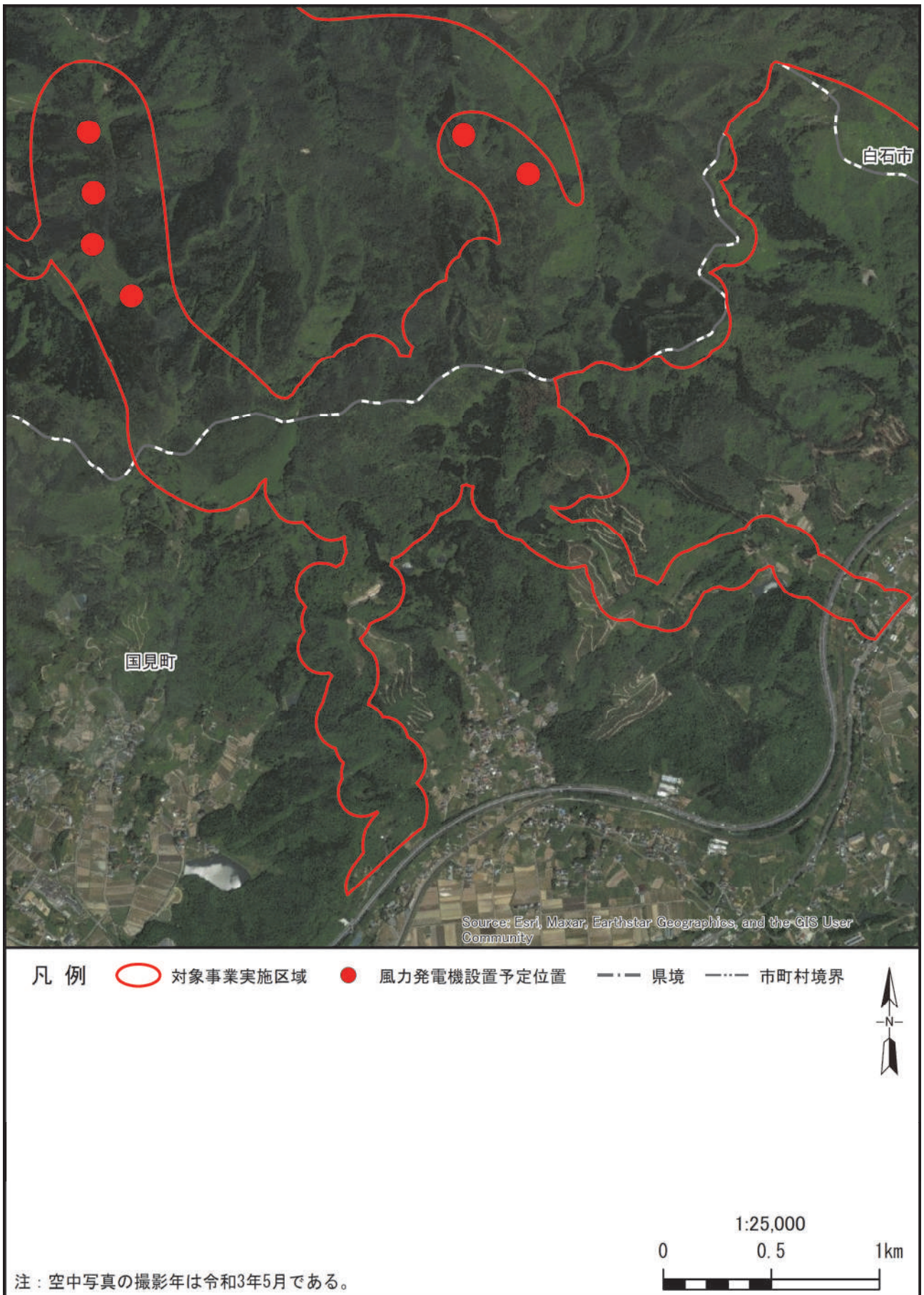
第 2. 2-1 図(3) 対象事業実施区域（空中写真）



第 2.2-1 図(4) 対象事業実施区域（空中写真 拡大版①）



第 2.2-1 図(5) 対象事業実施区域（空中写真 拡大版②）

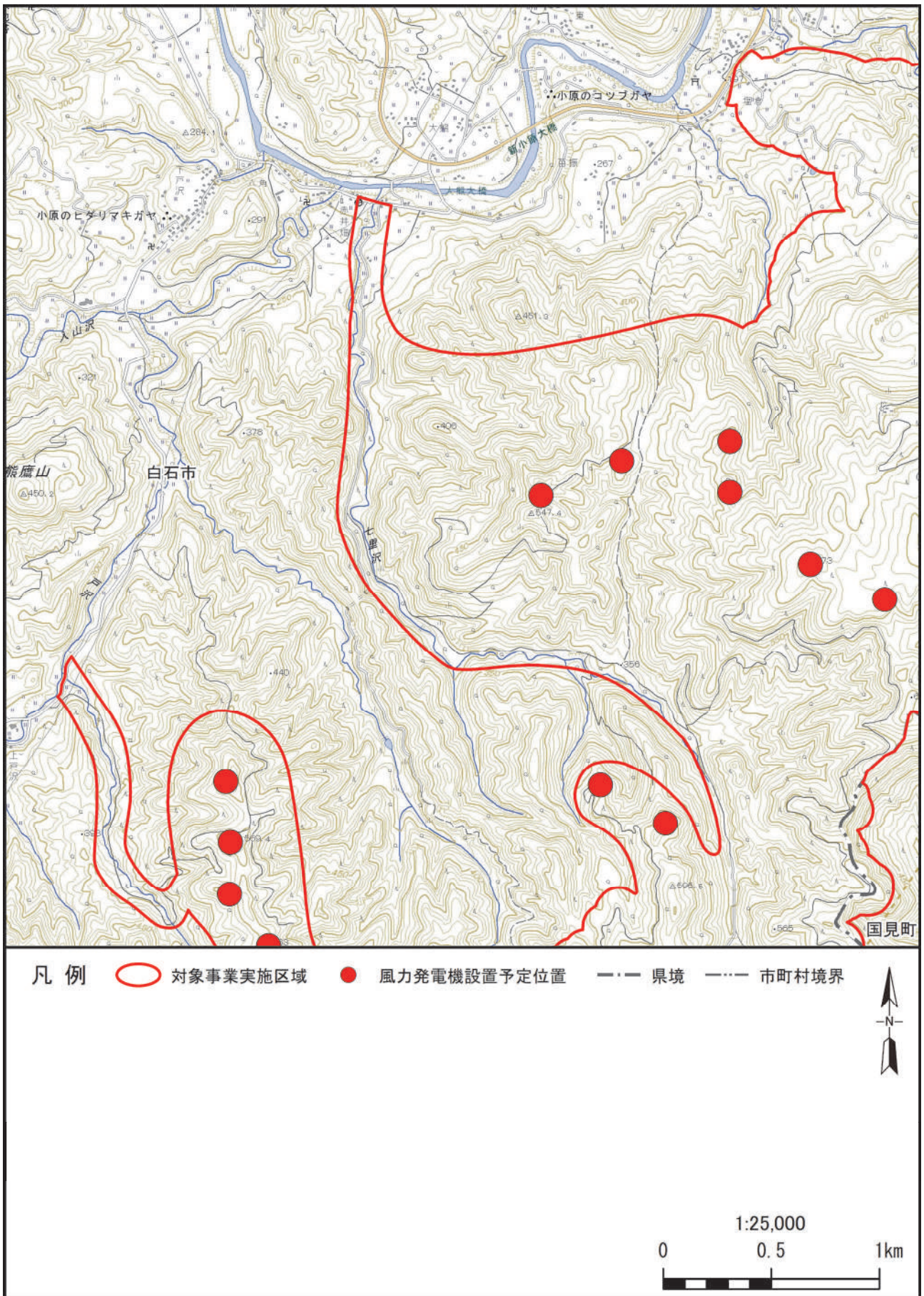


第 2.2-1 図(6) 対象事業実施区域（空中写真 拡大版③）

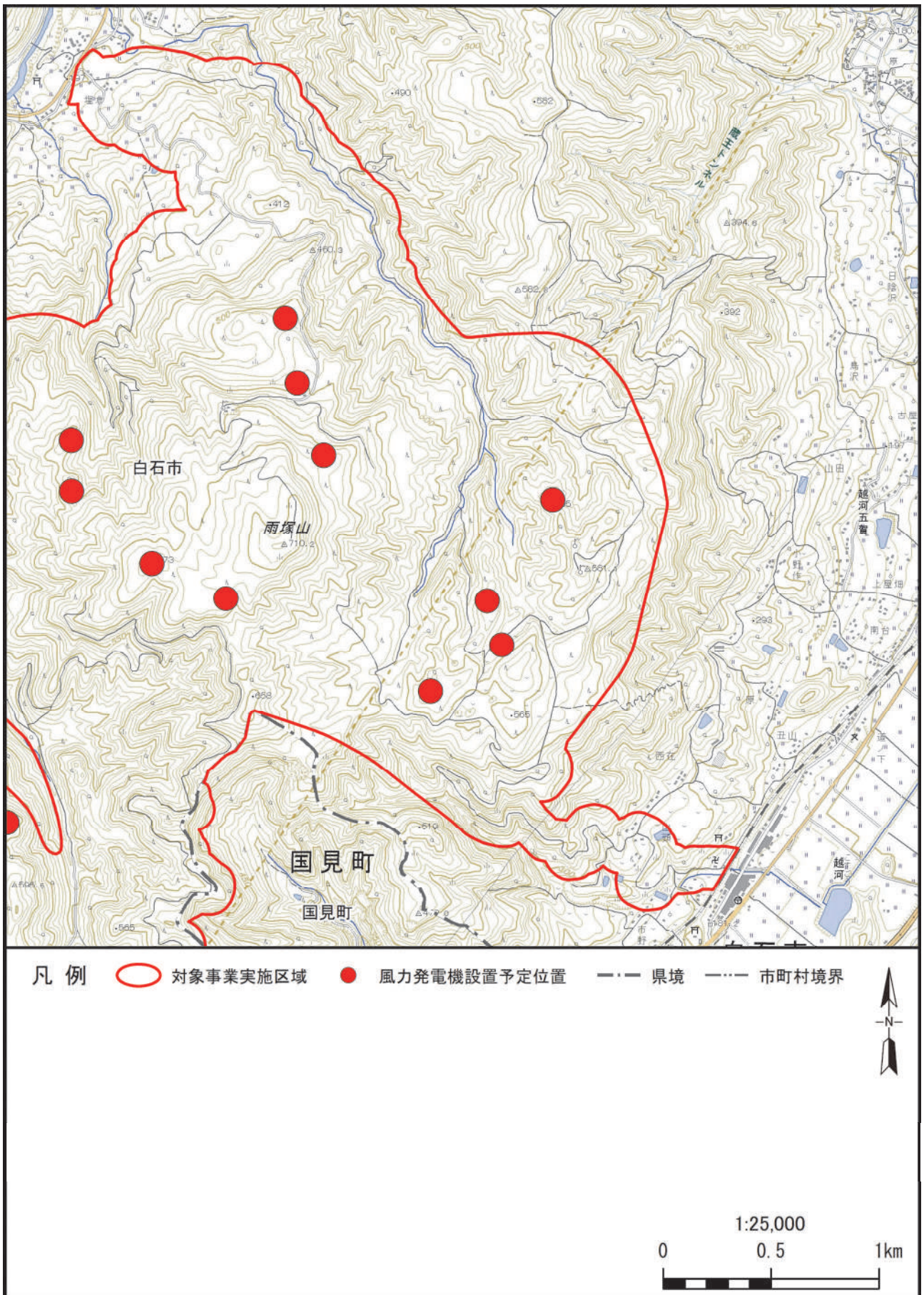
2.2.5 特定対象事業により設置される発電所の設備の配置計画の概要

1. 発電所の設備の配置計画

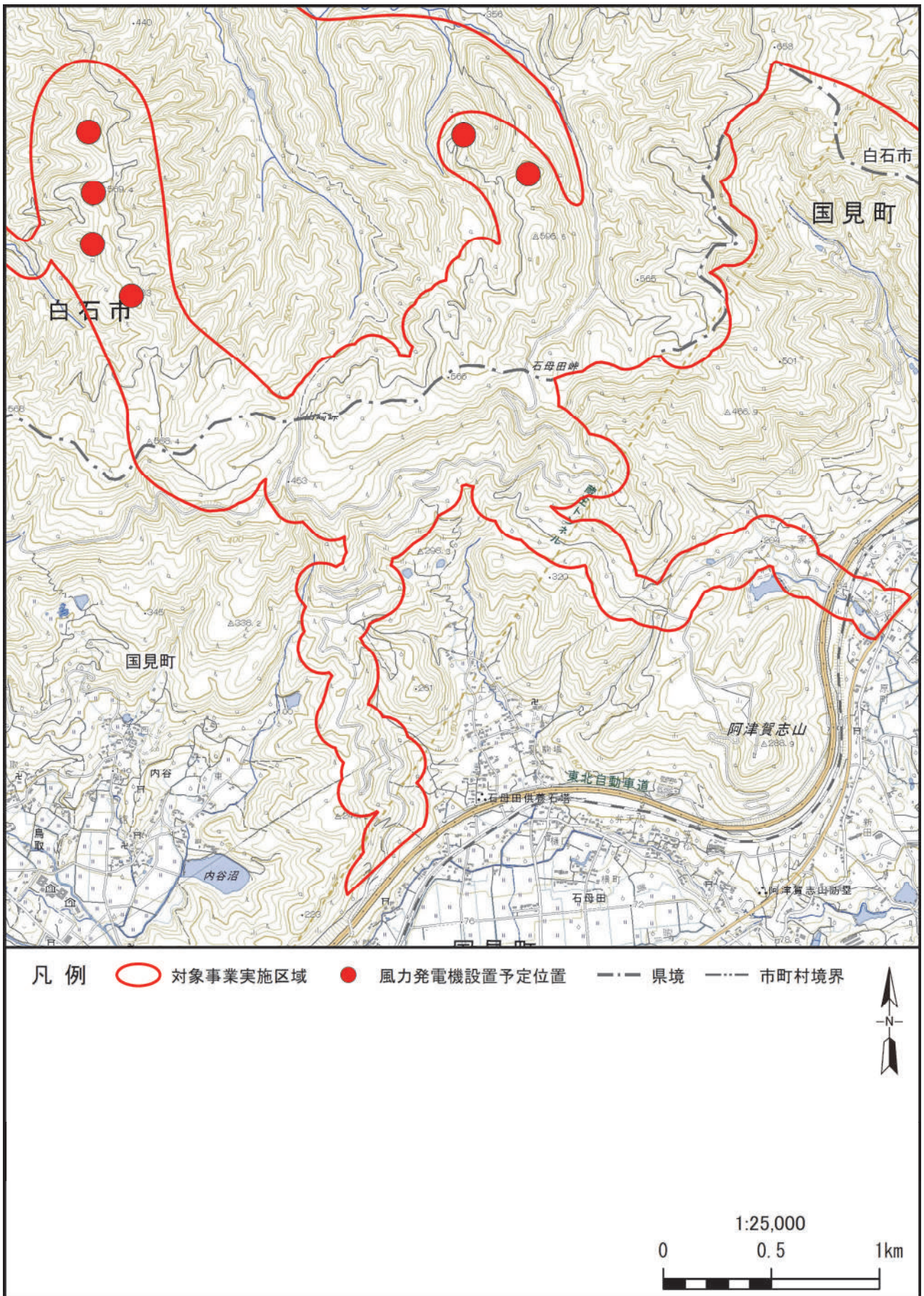
現段階における発電所の設備のうち風力発電機の配置計画は第 2.2-2 図のとおりである。ただし、配置計画は今後の現地調査・予測の結果、関係機関及び地権者等との協議を踏まえ決定することから変更の可能性がある。



第 2.2-2 図(2) 風力発電機の配置計画 (拡大版①)



第 2.2-2 図(3) 風力発電機の配置計画 (拡大版②)



第 2.2-2 図(4) 風力発電機の配置計画 (拡大版③)